



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 マルハニチロ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 滋  
(コード：1333、東証第1部)  
問 合 せ 広報 I R 部長 坂本 透  
(TEL. 03-6833-0826)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 71 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

発行済の第一種優先株式の全部を平成 27 年 3 月 30 日に消却したことに伴い、当該優先株式に関連する規定を削除するため、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

別紙 定款変更案

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,960万株とし、このうち1億1,895万7,000株は普通株式、64万3,000株は第一種優先株式とする。</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,895万7,000株とする。</u>
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ <u>当社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または第一種優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u>	(削除)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の <u>普通株式および第一種優先株式</u> の単元株式数は、100株とする。	第 8 条 当社の <u>株式</u> の単元株式数は、100株とする。
第 9 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 第一種優先株式	(削除)
(第一種優先配当金)	(削除)
第 12 条 当社は、 <u>第 47 条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主 (以下「第一種優先株主」という。)</u> または <u>第一種優先株式の登録株式質権者 (以下「第一種優先登録株式質権者」という。)</u> に対し、 <u>普通株式を有する株主 (第 3 章では「普通株主」という。)</u> または <u>普通株式の登録株式質権</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>者（以下「普通登録株式質権者」という。）</u>  <u>に先立ち、第一種優先株式1株につき年</u>  <u>200円を上限として、当該第一種優先株</u>  <u>式の発行に際し、取締役会の決議で定め</u>  <u>る額の剰余金の配当（以下「第一種優先</u>  <u>配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>② ある事業年度において、第一種優先</u>  <u>株主または第一種優先登録株式質権者に</u>  <u>対して支払う剰余金の配当の額が第一種</u>  <u>優先配当金の額に達しないときは、その</u>  <u>不足額は翌事業年度に累積しない。</u></p> <p><u>③ 第一種優先株主または第一種優先登</u>  <u>録株式質権者に対しては、第一種優先配</u>  <u>当金の額を超えて配当を行わない。</u></p>	
<p><u>（第一種優先中間配当金）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第13条 当社は、第一種優先株主または第</u>  <u>一種優先登録株式質権者に対して、中間</u>  <u>配当を行わない。</u></p>	
<p><u>（第一種優先配当金の除斥期間）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第14条 第48条の規定は、第一種優先配当金</u>  <u>の支払についてこれを準用する。</u></p>	
<p><u>（第一種優先株主に対する剰余財産の分配）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第15条 当社の剰余財産を分配するとき</u>  <u>は、第一種優先株主または第一種優先登</u>  <u>録株式質権者に対し、普通株主または普</u>  <u>通登録株式質権者に先立ち、第一種優先</u>  <u>株式1株につき10,000円を支払う。</u></p> <p><u>② 第一種優先株主または第一種優先登</u>  <u>録株式質権者に対しては、前項のほか、</u>  <u>剰余財産の分配を行わない。</u></p>	
<p><u>（第一種優先株式の消却等）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第16条 当社は、いつでも第一種優先株式</u>  <u>を取得し、これを保有し、当該取得価額</u>  <u>により消却することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 前項に基づく第一種優先株式の取得 または消却は、いずれか一または複数の 種類につき行うことができる。</u></p>	
<p><u>(第一種優先株主の議決権)</u></p>	(削除)
<p><u>第 17 条 第一種優先株主は、株主総会におい て議決権を有しない。</u></p>	
<p><u>(第一種優先株式の併合または分割、募集株式 の割当てを受ける権利等)</u></p>	(削除)
<p><u>第 18 条 当社は、第一種優先株式について 株式の併合または分割を行わない。</u></p>	
<p><u>② 当社は、第一種優先株主に対し、 募集株式および募集新株予約権の割当て を受ける権利もしくは募集新株予約権付 社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>	
<p><u>(第一種優先株式の取得請求権)</u></p>	(削除)
<p><u>第 19 条 第一種優先株主は、当該第一種優先 株式を取得することを請求することがで きる期間（以下「第一種優先株式取得請 求期間」という。）中、当社に対して当 該第一種優先株式の取得を請求するこ とができる。その場合、当社は、当該第 一種優先株式 1 株を取得するのと引換え に下記の条件で普通株式を交付する。</u></p>	
<p><u>1. 取得を請求し得べき期間</u></p>	
<p><u>第一種優先株式の取得を請求し得べ き期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 24 日までとする。</u></p>	
<p><u>2. 取得の条件</u></p>	
<p><u>第一種優先株式は、上記 1. の期間 中、1 株につき取得価額 2,070 円によ り、当社の普通株式を交付すること ができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>取得により発行すべき普通株式数</u></p> <p><u>第一種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。</u></p> $\frac{\text{取得により発行すべき普通株式数}}{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}} = \frac{\text{取得価額2,070円}}{\text{取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。}}$ <p>4. <u>取得の請求により発行する株式の内容</u></p> <p><u>当社普通株式</u></p> <p><u>(第一種優先株式の取得条項)</u></p> <p><u>第20条 当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「第一種優先株式一斉取得基準日」という。)をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を第一種優先株式一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が取得価額2,070円を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を取得価額2,070円で除して得られる数の普通株式となる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株主総会</p> <p>第 21 条（条文省略） （定時株主総会の基準日）</p> <p>第 22 条（条文省略）</p> <p><u>② 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については前項の規定を準用する。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条（条文省略） （決議の方法）</p> <p>第 25 条（条文省略）</p> <p><u>② 会社法第309条第2項および同法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 26 条（条文省略） （種類株主総会）</p> <p><u>第 27 条 第 23 条、第 25 条第 1 項および第 26 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>第 28 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条（現行どおり） （定時株主総会の基準日）</p> <p>第13条（現行どおり） （削除）</p> <p>第14条～第15条（現行どおり） （決議の方法）</p> <p>第 16 条（現行どおり）</p> <p><u>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 17 条（現行どおり） （削除）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="336 327 703 356">第 <u>6</u> 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="284 423 608 452">第 <u>37</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）</p> <p data-bbox="411 519 655 548">第 <u>7</u> 章 会計監査人</p> <p data-bbox="284 616 608 645">第 <u>44</u> 条～第 <u>45</u> 条（条文省略）</p> <p data-bbox="422 712 644 741">第 <u>8</u> 章 計 算</p> <p data-bbox="284 808 608 837">第 <u>46</u> 条～第 <u>48</u> 条（条文省略）</p>	<p data-bbox="868 327 1235 356">第 <u>5</u> 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="809 423 1160 452">第 <u>27</u> 条～第 <u>33</u> 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="936 519 1181 548">第 <u>6</u> 章 会計監査人</p> <p data-bbox="809 616 1165 645">第 <u>34</u> 条～第 <u>35</u> 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="948 712 1169 741">第 <u>7</u> 章 計 算</p> <p data-bbox="809 808 1160 837">第 <u>36</u> 条～第 <u>38</u> 条（現行どおり）</p>